

4 インターネット、携帯電話を使った犯罪

インターネット、携帯電話を使った犯罪が法規制が間に合わないほど急増しています。
新しい情報を知り未然に防ぐことが必要です。

- 大学生と携帯電話、パソコンは切っても切れない関係になりました。インターネットや携帯電話は大変便利なものですが、一方、その匿名性や手軽さから、これらを利用した犯罪がここ数年爆発的に増加しています。しかも、そうした犯罪は日々新たなものが発生し、法規制も間に合わないほどです。
- 代表的なものをここでは紹介しますが、皆さんも「インターネット犯罪」をキーワードにサイトを検索し、常に新しい情報を入手することをお勧めします。

1 インターネット、携帯電話を使った犯罪の種類と対応策

オンラインショッピング詐欺（オークション詐欺）

こんなこと
ありませんか

インターネットで商品を注文し、支払いをしたのに品物が届かない。問い合わせを
しようとしたところサイトが消えていた。そんな経験したことはありませんか？

- ネットショッピングをするときは、よほど名の通ったサイトでないかぎり、会社情報としてメールアドレス以外の連絡方法（住所・電話番号など）が記載され、それらが通じているかなど、中身をよく確認してから契約するようにしてください。
- また、ネットオークションなど個人と取引する場合などは特に注意が必要です。相手先の連絡先（住所・電話番号など）を聞いて直接電話してみる必要もあるでしょう。
- また、出品者の評価もよく見ておく必要がありますが、サイトによっては工夫次第で、自分で自分の評価を書き込み自作自演ができる場合もあり、当てにならないこともあります。

アドバイス

- ①利用しようとしているサイトに会社情報が掲載されているかを確認することが最低条件ですが、少なくとも名の通ったサイト以外でのオンラインショッピング、特にネットオークションなどは近年急速に発展したため、法の整備など課題が山積みの分野でもあります。
- ②したがって、インターネットを利用する取引には、ある程度リスクは覚悟する必要があることを自覚する必要があります。

インターネット ネズミ講

こんなこと
ありませんか

「1,000円が1か月後には合法的に200万円になるビジネスです。簡単なネットワークビジネスにあなたも参加してみませんか？」—電子メールやインターネットの掲示板でこんな書き込みを見たことはありませんか？

- 「高収入を得られるサイドビジネスに参加しませんか」といった電子メールが送られてきて、ネットワークビジネスなどという耳障りのよい言葉で勧誘し、説明されるがままに自分の住所、氏名などを書いて複数の見ず知らずの人たちに、総額1,000円ほどを送金してしまうというのが代表的な例です。
- 説明では、200円を5人に送金すれば、その後次から次へとお金が送られてきて、1か月後には総額何百万円もの収益をあげることになるといっています。しかし、これは明らかに違法なネズミ講です。ネズミ講のシステムからいって何百万円になるなどということはありえませんし、元金の1,000円も回収できるケースはまれです。

（次ページに続く）

アドバイス

- ① 1,000円くらいなら、だめもとで参加してしまおうと考えてしまうかもしれませんが、ネズミ講は違法な行為（無限連鎖講の防止に関する法律違反）です。
- ② 加入することを勧誘すれば処罰の対象となります。

フィッシング詐欺

こんなこと
ありませんか

「あなたの口座の更新期限が迫っています。以下のURLにアクセスし更新の手続きをしてください」。こんな電子メールが届いたことはありませんか？

- 銀行、信販会社やショッピングサイト等からの電子メールを装って、実在する企業の偽ホームページにアクセスさせて、そのページにクレジットカードの番号やID、パスワード等を入力させ、不正に個人情報入手し、その情報を元に金銭をだまし取ろうというものです。

アドバイス

- ① 電子メールを送信してきたとされる企業に問い合わせて確認する慎重さが必要です。
- ② 電子メールで送信されてきたURLではなく、自分でその会社のホームページにアクセスしてみてください。もしかしたら、「当社を装ったフィッシング詐欺にご注意ください」と掲載されているかもしれません。

未払い債権の不当請求詐欺

こんなこと
ありませんか

「有料サイトの使用料を支払え」。こんな電話を受けたことはありませんか？

- 電子メールや携帯電話あるいは郵便等で、使用した覚えのないサイトの未払い金を請求する詐欺被害については、社会的な認知度が増し、一時に比べ被害もだいぶ減ってきています。請求書に「回収員が自宅へ出向く」など脅し文句が書いてあったり、あるいは過去に自分が使ったサイトの請求ではとったりし、不安な思いをしている人もいるかと思います。
- この詐欺は基本的には勘違いや関わりになりたくない気持ちなどに付け込む手口です。
 - (1) あなたがわざわざ教えない限り、電話番号やメールアドレスから住所が特定されることはありません。
 - (2) たとえ先方があなたの氏名や住所などを知っていたとしても、自宅にまで来たという事例は報告されていません。どうしても心配でしたら警察に連絡しましょう。

アドバイス

- ① 少しでもおかしいと思ったら、請求に応じて支払う前に学生支援センターか消費者センターに相談してください。

ワンクリック料金請求詐欺

こんなこと
ありませんか

友人からの電子メールにURLが添付されていた。クリックしたらいきなり「登録ありがとうございます」と出ました。
そんな経験ありませんか？

- 不当請求詐欺の手口です。「登録した覚えがないなら払わない」という不当請求詐欺の対処法を逆にとって、「登録してしまったので払わなければいけない」と思わせるのが手口です。
- なかには「登録しますか」という確認画面を出し、「NO」をクリックしても結局は登録したことになってしまうものもあります。これなどは慌てて、「YES」をクリックしてしまったのではと思わせる手のこんだものです。
- さも個人情報を入手したように思わせるために、携帯電話の機種名や個体識別番号、位置情報などが記載される場合もあります。
- 電話番号、メールアドレス、携帯電話の機種名、個体識別番号、自分の位置情報から住所や氏名などの個人を特定する情報が漏れてしまうことはありません。

アドバイス

- ① 法律では、事業者は消費者に対して申し込み内容を再度確認させるための画面を用意する必要があります。
- ② このような確認画面がない場合、その申し込みは無効を主張することができます。ましてや、ワンクリックでいきなり登録されたので料金を支払えというのは、明らかに詐欺です。支払いに応じる必要はありません。

振り込め（なりすまし）詐欺

こんなこと
ありませんか

〇〇警察ですが、お宅の〇〇さんが事故をおこしまして、今〇〇万円を示談金として振り込んでもらえば、和解すると被害者が言ってます。
本学の学生の自宅にもこのような電話が何件か掛かってきています。

- 親族を思う気持ちを利用した悪質な詐欺です。入手した個人情報簿から本人になりすましたり、本人、事故の被害者、警察官、弁護士と役割分担をした複数が関わったり、電話越しに救急車のサイレンが聞こえたりと手口も巧妙化しています。
- 「まさか自分の身内の声がわからないわけがない」と思いがちですが、電話を受けた人の話では、動揺してしまい、泣きながら掛けてきた人物は本人だと思ってしまったと言っています。

アドバイス

- ① この手の詐欺は、皆さんの家族が被害に遭います。したがって大切なことは、家族で話題にし、対応を考えておくことです。
- ② 例えば、本人にしか知りえない情報をいくつか聞く（小学校のとき入っていたサッカーチームの名前、飼っているペットの名前など）といったルールを決めておくのもよいでしょう。
- ③ このような電話が掛かってきたときは「慌てない」ことが大切であり、電話を切ったあと、すぐに事実を確認し、警察に相談してください。